

ID: 34

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	聖籠町公民館設置及び管理に関する条例 第10条		
例規番号	平成元年 条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第十条 使用料は、規則の定めるところにより減額し、又は免除することができる。</p> <p><b>【基準】</b> 聖籠町公民館設置及び管理に関する条例施行規則第16条の規定による。 (使用料の減免) 第十六条 条例第十条の規定により、使用料を減額し、又は免除することが出来る場合及びその割合は次のとおりとする。</p> <p>一 町、又は町とともに国及び地方公共団体並びに公共的団体が公益のために使用するとき。 免除</p> <p>二 教育委員会が認定した町内の社会教育関係団体等(登録団体をいう。)が本来の社会教育活動の目的で使用するとき。 免除</p> <p>三 国及び地方公共団体並びに公共的団体が公益のために使用するとき。 五十パーセント</p> <p>四 その他公益上、教育委員会が特に必要と認めるとき。 免除又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日